

Weekly Report

第406号
平成29年4月24日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

賃上げを支援する所得拡大促進税制の拡充

29年度税制改正において、雇用者の給与等支給額を増加させた場合に税額控除できる「所得拡大促進税制」が見直され、前年度比2%以上の賃上げを行う企業に対する拡充等が行われました。

◆所得拡大促進税制を適用するための要件は

同制度は、次の①～③の要件を全て満たす場合に適用でき、基準事業年度（通常24年度）からの給与等支給増加額の10%が税額控除されるものです。ただし、法人税額の20%（大企業は10%）が控除額の限度となります。

①給与等支給総額が基準事業年度（24年度）と比べ、3%（大企業は29年度から5%）以上増加している。

②給与等支給総額が前事業年度以上である。

③平均給与等支給額が前事業年度を超えている（大企業は29年度から「前年度比2%以上増加」）。

◆29年度改正による拡充等の内容は

中小企業については、29年度改正により、上記の要件を満たした上で、③の平均給与等支

給額が前年度比2%以上増加している場合に、これまでの税額控除（24年度からの給与等支給増加額の10%）に加えて、前年度からの給与等支給増加額分に対しては22%（12%上乘せ）が税額控除できます。

なお、③が前年度比2%未満の増加である場合は、従来どおり10%の税額控除となります。

一方、大企業については、③の要件自体を29年度から「前年度比2%以上増加」に見直した上で、前年度からの給与等支給増加額分に対しては12%（2%上乘せ）が税額控除できます。

これらの改正は、29年4月以後に開始する事業年度から適用されます。

「法定相続情報証明制度」が5月29日

相続が発生した際、被相続人名義の不動産は法務局（登記所）で相続登記を行い、預貯金は金融機関で払戻し等の手続きを行うこととなります。このような相続手続では、被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本や相続人の戸籍謄本等を、それぞれの機関に提出する必要があるため、煩雑です。

そこで法務省は来月29日から、相続人（又は代理人が収集した戸籍謄本等と、その記載に基づき作成した法定相続情報一覧図を法務局に提出することで、戸籍謄本等の代わりに相続手続に利用できる認証文付の「法定相続情報一覧図の写し」を無料で交付する制度（法定相続情報証明制度）を開始します。

★★★5月のチェックポイント★★★

※GWの休業日を取引先等に伝え、先方の日程も確認して、納品や決済等に支障がないよう調整。

※新入社員などに「五月病」の兆候がないか見守る。

※個人住民税特別徴収の納税通知書が届いたら、賃金台帳に転記して6月からの徴収に備えます。

※固定資産税の納税通知書が届いたら、課税内容をチェックして納付期限を確認します。

※自動車税・軽自動車税は4月1日現在の所有者に対して課税されるので、買い換え・廃車等の有無を確認して納税に備えます。